

第二十四回国会
衆議院

内閣委員会
議 録 第 五 十 号

昭和三十一年五月二十一日(月曜日)

午後一時四十分開議

出席委員

委員長 山本 象吉君

理事 大平 正芳君 理事 保科 善四郎君

理事 石橋 政嗣君 理事 受田 新吉君

大坪 保雄君 大村 清一君

北 吟吉君 薄田 美朝君

辻 政信君 床次 徳二君

福井 順一君 横崎 勝次君

栗山 博君 横井 太郎君

井手 以誠君

出席政府委員

總理府事務官 八卷 淳之輔君

(恩給局長) 厚生事務官 引 田 邊 繁雄君

楊援護局長 委員外の出席者

専門員 安倍 三郎君

五月十八日

国務大臣の私企業等への関与の制限
に関する法律案(参議院提出、参法
第一号)

本日の会議に付した案件
旧軍人等の遺族に対する恩給等の特
例に関する法律案(大平正芳君外十
一名提出、衆法第五五号)

○山本委員長 これより会議を開き
ます。

旧軍人等の遺族に対する恩給等の特
例に関する法律案を議題とし、これよ
り質疑に入ります。通告がありますの

第一類第一号 内閣委員会議録第五十号 昭和三十一年五月二十一日

で順次これを許します。受田新吉君。
○受田委員 この法案は提出者におか
れましては旧軍人等の遺族に対する恩
給等の特例に関する法律案として出
しになっておられるのでありますが、
この法律題名についてまず伺いた
いのであります。旧軍人等の遺族に對
する恩給等、この「等」の説明を願
い申し上げます。

○大平委員 これは法律のタイトルの
問題でございます。中身は御承知の
ように恩給法の特例等援護法の特例を
内容としております。そこで一定
の財政負担をいたしまして、この種の
恩給をいかにどうして対処するか
という場合に、同じ金額でございま
してもその人たちの御満足がいくよう
なタイトルをとることが政治的に賢明
だと思ひまして、題名につきましては
内におきましていろいろの議論が
なされたのでございまして、結論と
いたしまして恩給等の特例法案とい
う格好で打ち出すことが賢明だと判
断いたしました。今お手元に差し上げ
た名前前にいたしたわけでございます。

○受田委員 恩給等というこの「等」
これは恩給のほかにはどういふもの
が考へられておるのでございませ
う。その考へられておるものと、恩
給のウエートはどちらに置かれてお
るのでしょうか、御答弁願ひます。

○大平委員 恩給のほかには遺族年金
を考へておりますが、ウエートから
申しますと、お説のように若干援護
的な内容の方が重いわけでございます
が、恩

給等と打ち出す方が先ほど私が繰り返
して申しましたように、受ける方の感
じはよろしいのではないかと、そうい
う判断でございます。

○受田委員 遺族年金の方に重点が置
かれてあるのだから、これを聞く方
の感じが恩給という方がいからとい
う御趣旨のように了解したのであり
ますが、恩給と掲げられる方が遺族
年金と掲げられる方が、これを受ける
方の側の人の印象がよいという根拠
をお示し願ひたいのであります。

○大平委員 御承知のように、ただ
ま文官恩給にいたしまして、軍人恩
給にいたしまして、これは大きくい
まして社会政策の一貫という性格を
少くとも持つておると思ひます。そ
れで受田君の属する社会党方面にお
きましては、すべてを御破算にいたし
まして、社会政策的な観点から恩給を
考へ、直したいという御意向もあら
れるように仄聞いたしておるわけ
でございますが、受ける方の立場から
申しますと、やはりこれは国家に奉仕
した場

合に、国家から受ける恩給だ、こうい
う觀念で一貫していただく方がよろ
しいという世論もございまして、それ
から今御提案申し上げておる内閣死
亡の問題を取り上げるにいたしまして
も、これは援護法の領域で援護法列
車に乗せるよりも、どうしても恩給と
いう名前においてやってくれ、公務に
よる死亡であるからそういう取扱に
すべきではないかという議論が党内に
おきましては圧倒的でございます。そ

ういう事情を考慮いたしまして今申し
上げましたような措置にいたしましたの
でございまして。

○受田委員 党内におけるいろいろな
要望等が恩給とやる方がいんだ、社
会党は社会保障政策の推進の意味から
遺族年金という方がいんだと思われ
るというお言葉があったわけであり
ますが、私はそういうことを乗り越え
て、この法案の性格から考へて、今大
平さんの御説の恩給に関連する規定は
扶助料給与の特例である第三条に掲
げられてあるものであつて、この法律
の最初の重点である遺族年金の支給
の特例は第二条に掲げられてある。従
つてこの遺族年金の支給の特例と恩
給、すなわち公務扶助料給与の特例
等を天びんにかけた場合に、どつち
へ重点を置いたらいいかということ
になれば、恩給の方は、まず遺族年
金の支給を根柢にしてなされてい
る特別措置であつて、当然遺族年金
の支給がこの法案の中心に立つべき
性格のものである。われわれはそう
した党派的な立場でなくて、この法
案の性格から考へて、法律の内容から
考へて、そう見られるのでありま
すが、いかがでございますしやうか。

○大平委員 おっしゃる通り、内容的
には遺族年金の部分の圧倒的にウエ
ートが重いということは御指摘の通り
だと思ひます。しかしこの法案によ
りまして、最終的には恩給として給
与され、最終的に恩給として給与され
る仕組みにいたしておりますので、
少くとも対支給者の関係におきま
して

は恩給という衣をかぶつて支給される
ようになっております。これは立法の
技術の問題でございまして、内容が
そういう措置を講じたことによつて
変わるわけではございませんので、
どういふ衣をつけて差し上げるかとい
うことだけとして御了解を願へば仕
合せだと思ひます。

○受田委員 私はまず今回のこの自
民党の皆さんが御提出になられた法
案に對しては、その法律の趣旨にお
いて、今まで救われなかつた旧軍人
あるいは準軍人の遺族を守つてあげ
るという意
味においての一前進である点にお
いては、これに同意を表明するもので
あります。しかしこの法律を出しに
なるのにつ
いては、当然ここに掲げられてあり
ます内閣死亡の旧軍人及び準軍人
の方々と全く同等の立場にある多
くの方々がおいでるのです。その方
々を差し置
いて、これだけを抜いて法案にされ
たわけでありまして、そこにわれ
われは一つの問題を差し挟まざるを得
ないのです。でき得べくんば今問題に
なされている戦争犠牲者、特に国家
の至上命令で動いた人々の御遺族を
守るとい
う意味においては党派を越えてい
かに措置すべきかを考へてこの法
案を提出すべきであつた。自民党
のみが党内でいろいろ御研究をされ
ると同時に、野党である社会党に
も当然御相談をいただいて、予算
的にも十分考慮を払いながら、い
かなる順序で御遺族をお救いした
らいいかという話し合ひをすべき
であつたと思ひます。ところが何

われわれに御相談がなく、自民党内部だけでこれを進められた事情を御説明願いたいのであります。

○大平委員 戦争犠牲者対策全体につきましては、わが党におきましては委員を作りました。今御指摘のような、今回の法案の対象になつていない方々をも含めまして、総合的に考えなければならぬというような議決の決定がございまして。しかしながらその作業は今まで進んでおりません。ただしこの法律案を提案するにいたしまして、私たちの心組みといたしましては、今受田委員御指摘のような対象をも、頭に置きまして考えたわけでございまして、こういったものを全体をまとめて、総合的にビクチュアを描きまして、そういったところで御相談申し上げるのが順序だと思ひますが、今問題になつておられます内地死亡の問題は、そういった戦争犠牲者の方々の中でも、一番公務性の濃厚な、かつ過去におきまして一番問題になつておりました焦点でございまして、とりあえずこの問題だけは処理の糸口をつけておきたいという念願で、取り急ぎ御提案申し上げたような次第でござい

ます。いずれ本法法律案ができましたら、社会党側と御相談申し上げようと思つておりましたが、内部の事情にわたつて恐縮でございまして、政府の方が財政上の都合その他でいふん強い抵抗を示しましたので、国会に提案する直前に法律案がまとまりましたような次第でございまして。委員会におきまして、とつくり御協議御批判を願う機会があるからということで、取り急ぎ提案いたしましたような次第でござい

ますので、這般の事情は一つ御了承を願ひたいと思ひます。

○受田委員 こうした人道的な背景を持つ法案は、できるだけ野党と話し合いを提出すべきであり、もし野党との話し合いがつかない場合に、初めて与党が立案提出されるというのが順序である、私はかように考えておる。

（委員長退席、保科委員長代理 着席）

私今から御指摘申し上げる点においては、与党の諸君がすいぶん御苦勞をいただいている点も数々見受けられますけれども、考え方によつたならば、ある一部の人々を救うて同等の立場にある他の人々が救われていないという片手落ちとも見られることであるし、これはこの委員会に出される前に、十分野党と話し合いをして検討を加えて、ある程度の成果を得て、自民党の政策として御決定になつてもおそくない。予算の御都合があるならばその点は与党として別の立場で御検討をいただければいいのであると思ひますが、御見解を重ねてお伺ひしたのであります。

○大平委員 今申しましたような事情で、提案直前に政府との話し合いがついた、国会の会期末も間近に迫つておりますので、そういった時間的余裕がなかつたことを非常に遺憾に思ひます。しかしすでに提案されて御審議を願つておられますので、この段階でもう一ぺん撤回いたしましたら社会党とのお話を付けて提案するというような手間は、できるだけ省略させていただきます。委員会の席上で一つ御批判の点は聴取いたしまして、もし非常に致命的な欠陥がございすればまたわれわれ考慮するにやぶさかでない、こう思ひます。

○受田委員 私はこの法案を御用意された大平さんとして十分御決意のほどがあらうと思つておりますが、現段階において軍人遺族の扶助料が、いわゆる恩給亡国軍人の対象のごく世間に喧伝されて、生きた軍人に対する恩給あるいは生きた文官に対する恩給と同格に見られて、国家のために生命を投げ出された方々の御遺族としては、はなはだお気の毒な御批判を受けている向きがあるわけなのです。従つて少くとも恩給亡国の対象に考えられるような法案をお作りになられて、これらの御遺族に対して何らかの奥に暗い気持ちを持たれるような形に、結果的になりはしないか。むしろそういう観点から考えたならば、ここにこの法律の性格をはつきりと、旧軍人等の遺族に対する遺族年金等の特例に関する法律案としてお出しになつておかれる方が、これらの英霊の御遺族に対しての社会の批判を受けることも少く済むのじゃないか、かように私は考えるので、この法案をよくながめてみますと、提案の御趣旨にも書いてある通り「これら旧軍人等の遺族に対して遺族年金または扶助料を支給いたそうとするのが、その骨子であります」と遺族年金に重点が置かれ「または扶助料」として扶助料があとへつけてある。この提案の趣旨の点から言ひまして、もしその重みを扶助料に置かれるならば、扶助料または遺族年金の支給をいたそうとするのが、その骨子でありますと提案理由にも書かるべきであるのであります。この法律案の提案理由の説明にはそう書いてある。それからさらにこれをずっと進んでみますと、提案理由の説明の中に「第二点

は、恩給法との関係について規定いたしましたものであります」と、恩給法との関係規定のように掲げられて、恩給法との関係は単なる関係規定をここへあけたというやうな印象を与える提案理由の説明が書かれてあります。これを考えられて、むしろ遺族年金をはつきりとうたつて、しかる後それに恩給で特例が規定されてあるという形の法律案にした方が、遺族に対しての恩給亡国論に対する防壁にもなるし、またこの法案の性格からいって、骨子としてうたわれている提案理由の説明からいっても、その方が妥当ではないかと思ひますが、御見解をお伺ひしたいのであります。

○大平委員 受田委員のおっしゃることも、内容的にはもっともだし、また遺族の方々に對する思いやりで傾聴いたしましたわけでございしますが、ただいま一口に恩給亡国と申しますけれども、私どもそういった見解に必ずしもくみしておりません。というのは、いずれにせよこれだけの戦争をやりましたことの跡始末をつけたい、新しい日本の出発というのにはあり得ないことなので、財政上の都合もさることながら、やることだけはやらなければならぬのじゃないか、それについて非常にうしろめたい感じを持つべきじゃないと思ひます。西独等と比較いたしましたら、決して日本の今の旧軍人御遺族の方々に對する給付は上等といえないと思ひます。やるだけのことはやらなければならぬまい。かつ財政負担といたしましても、ずっと経常的に千億の経費が、二十年、三十年のあとまで続くというやうな問題じゃございませぬ。ピークが今年、来年というときで、先が

見えていふことでございませぬから、やるだけのことはやるべきじゃないか。恩給亡国の声が一部にあることは承知いたしておりますが、それにもかかわらずわれわれといたしましては、戦争犠牲者に対する対策を立てねばならぬといふかたい決意を持つておるわけでございまして。ただ法案の体裁といたしまして、また内容との関連におきまして、遺族年金というタイトルの方がよろしいじゃないかということになりますと、それも私は確かに傾聴に値する見解だらうと思ひますが、私どもはこれを恩給という衣をつけた方がよろしいと判断したわけであります。そこに参りますと、技術的な見解の相違にならうかと思ひますが、ございまして、これは繰り返して申しましたやうな事情でございまして、曲げて一つ御了承願ひたい、こう思ひます。

○受田委員 恩給局長の見解をわすらわしたものであります。この法律案の性格から言ひまして、第三条に規定してあります扶助料の給与の特例を中心にして、あたかも恩給法の重みをくつと浮び出させたやうな題名をつけることが是非か。あなたのお役人としての御見解を伺ひたいのであります。

○八巻政府委員 問題はもっぱら立法技術上の問題のみのように考えられるのであります。内容におきましては、形式的に申し上げますと、確かに援護法の改正、そして援護法の改正に伴つて恩給法の改正という形になつておる。しかしながら技術的な面から言ひますと、援護法でこれこれの対象の人が、これこれの事由で死亡した場合に、いわゆる特別弔慰金の対象になつていふ遺族という人々を、援護法の

三十四条の一項の弔慰金を受けた者とみなすということによりまして、そのみなされた方々に対して恩給法の三十五条の二を通じて扶助料を給するといふことになって参りますと、実質的には恩給としての扶助料というものを終局的に給しようというわけでありまして、従いまして実質的な面から言いますと、扶助料をその人に給しよう、こういうような内容になって参るわけでありまして、従いまして実質的な面を押えて題名を替へるか、あるいは法律の各条文の改正の重みといたしまして、こちらの方にウエイトをおいて題目をつけるか、こういう問題だと私は考えております。

○愛田委員 回り回って扶助料にいくことになるので、実質的には恩給の改正特例であり、また形式的に見たら援護法の改正を中心にしたというのであるから、その方へ重みを置くべきである。その形式、実質いずれを重んずるかによって、題名が決せらるべきものである。かような意味に了解してよろしゅうございませうか。

○八幡政府委員 その通りであります。

○愛田委員 そうしますと、法律を作る技術の上において、こうした特例ができることは歓迎すべきかどうか、御答弁を願ひたいのであります。

○八幡政府委員 恩給法の特例と申しますか、恩給法本来の体系以外の法律で恩給にすることがたわれておると言いますか、それに対する特例を設けるということが最近多くなってきたのであります。恩給法の一般的な制度そのものに對する変更というものが、ほかの法律でなされるということに對

しては、私はそれはあくまで恩給法そのものをいじつてほしい、こういうふうな申し上げておるのでございませう。ただししがらみから本来の制度というものを愛するのじゃなくて、それに対する特例である、こういう意味におきましては恩給法の法源と申しますか、恩給法全体の法体系というものは、恩給法ばかりでなく、いろいろな法律が横並びにもたくさんあるわけでありまして、そうした包括的な広い意味での恩給法という意味におきましては、そういう特例というものがあつては、やむを得ない。むしろ見方によりましては、恩給法の本法というものはあくまで維持していつて、ある一定のしほられた対象のために、ある特定の新しいシステムを考へていくというものではないか、本法の中に落し込ませないで、別建てのものにするというのととも一つの考へ方として許されるのではないだろうか、こう思つております。

○愛田委員 法源の議論も格別でありますけれども、私は恩給局長といたしまして、最近恩給法の特例にまぎらわしいものが他の法律の中に時折——今回地方自治法の改正案に見られるように、恩給法の改正をいじくるような規定が挿入されてきたり、あるいは今度は公共企業体の職員の場合の規定が、その委員会で作られておつたりして、あなたとしてはなほ不愉快な気分がされるのではないかと御同僚に申し上げておるのであります。あなたに對する御同情でなくて、少くとも恩給法体系というものがきちんと備わつてゐる限りにおいては、恩給法で改正すべき点はこの恩給法でやればよ

いし、援護法で改正すべきものは援護法でやればよいのであつて、技術を簡単にするために、こうしてまとめて法律を出しになるというところ、また問題がひそんでおると思ふです。従つてこの法律の根本問題を今お尋ねしておるのでありますが、引揚援護局長としては、援護法の改正というものが中心にさるべきものであつて、その中に恩給の規定を、ここにうたわれてゐる扶助料支給の特例をちよつと加へておくという方が、むしろ法体系からいふならば完璧ではないかと私は思ふのであります。援護局側の御意見はいかがでありますか。

○田邊政府委員 戦死者遺族等の援護法の趣旨につきましては、たびたび申し上げておきます通り、軍人遺族等に對する扶助料等の支給について、それが復活する前の暫定的な措置を主眼として立法されたということはたびたび申し上げた通りでございます。一方法律全体を通じて、そういう趣旨をもつて隨所に規定が置かれておるわけでありまして、従つて遺族援護法は二十七年の四月から実施されたわけでありまして、二十八年度の八月から軍人恩給が復活された後におきましては、援護法で裁定になりましたもののうち、軍人恩給に振りかわり得るものはすべてそちらの方に振りかわる、こういう建前をとつてきたわけでありまして、それで軍人の死亡等に対する公務の認定につきましては、従来からいろいろのいきさつもございましたが、大東亜戦争ことにその末期における戦況の特殊性から、今回特別の立法措置が講ぜられたもの、こういうふうにと解してゐるわけでは、従いまして今回

の立法におきまして、恩給に関する特別立法という形を主眼といたしておりますが、ただ技術的には従来から、援護法で裁定をしてそれが恩給に振りかわるというやり方をとつてゐる。これはもつぱら裁定を促進するという技術上の便宜から出ておるわけでありまして、そういった措置を従来もとつておる關係上、技術的な裁定の便宜という点から、一応援護法を通してそれから恩給に移るといふ形式をとつてゐるわけでありまして、趣旨から申しますれば、どこまでも恩給に對して公務扶助料は支給するというような趣旨であるように了解しております。

○愛田委員 恩給法によつて救おうという趣旨である、ただその過程として援護法を利用しているにとどまるものだ、こういうことになりまして、ここですらに一つ問題が起るわけなんです。つまり、この法案にはこの支給の内容を、全額を支給することなくしていわゆる障害年金あるいは増加恩給の受給者が平病死した場合における比率をいただくにとどまつておるといふ理由は、どこから出た理由でございませう。

○大平委員 今この法律で処遇しようとする対象につきましては、従来の法制上は救う道がなかつたのであります。公務死という認定の範圍を広めて救うということにした場合に、在來の公務死と、今問題になつておる公務死とをフラットに同じ平面で考えたいといふか、それとも若干の差等をつけるのが妥当じゃないか、この点いろいろな議論がかかわれたのでございまして、結論といたしまして、なるほど戦争の様相は變つて参りましたし、また戦争

末期におきましては、軍人召集の基準も變つてきましたので、公務死の範圍を若干拡張するのが実態に合つておるだらうという判断のもとに、しかるばうそういった拡張をされた公務死の処遇は、在來明治政府以来ずっとやつてきておりました厳格な要件を具備いたしました公務死と同等の処遇までいふのは、若干客観的な公平を失ひはしないかという判断でございまして、しかしこれを若干差等をつけるという問題も、どこまでもにするかという問題は、今御指摘がございました平病死のところより下げるのが妥当でなからうかという判断で、一応御提案申し上げましたような率にいたしましたわけでございます。これはもつぱらそういった諸般の条件を考慮いたしました政策的な判断でございまして、いろいろな御意見があるかと思ひますが、けれども、最上限、最下限を考へる場合に、既往の法制の構造も考へて、このあたりに位置するが一番妥當じゃないか、こういう判断でやつたわけであり

○愛田委員 恩給局長に伺ひますが、恩給法の体系の上において、障害年金や増加恩給を受ける人が、平病死した場合における率を基準にして公務死の扶助料をつけるということは、恩給法の体系からいって妥當かどうかを御答弁を願ひたい。

○八幡政府委員 恩給法では御承知の通り、公務と認定されるかどうかというところで公務扶助料があるいは全く何もないかといういづれかあります。従いまして、そうした中間的な率の公務扶助料に準ずるような別な扶助料というものを、恒久的な一般的制度と

して考えるということは、いかがかと
考えますので、この御提案の趣旨は、
一定の対象をしぼりまして、一定の悪
とで、そういうふうなことも考えまし
て上の方を幾分低目にしておる、こう
いうふうになっております。

○受田委員 この階級別の倍率というものは、何を基準にされたのでしょうか。

として特別な措置を講じようということでありまして、全く例外的な措置である、こういうふうに考えております。

○大平委員 今申しましたような、上欄にありますように、平病死の率がございます。今度七割五分という線を一

○愛田委員 例外的な措置がこの法案の別表となつてここに現われておるのではありませんが、この別表をさらに検討さしていただきますと、この別表の中で准士官以下は同率でありますが、

応表に現わしてみましたら、平病死よりも将官、佐官ではずっと高くなつておることはまずいではないかというところで、若干スライドを置いて下限を十割にしたというところでございまして、

〔保料委員長代理退席、委員長着席〕

それから上にはさらにまた差等がついておる。こういうような基準が打ち立てられておりますが、これについては恩給局長はいかがお考えでありますか。

の精神をできるだけくんで、こういう立法の性質から、するの適当じやないかと判断いたしましたのでございます。

○愛田委員　そうしますとこの倍率は軍人恩給の倍率を考慮したことになる

○八巻政府委員　その率をおきめになりました御趣旨は、承わりますと増加のでございますか。あるいはいいかげんにやられたのでしょうか。

恩給を受ける者が平病死した場合の率
というところで一応原則を立てて、恩給
につきましては七割五分、それから遺
族年金に關係いたしましては六割とい
う基準を打ち立てたと思うのでござい
ます。○大平委員 軍人恩給の倍率を考慮し
たわけじゃございませんで、ただ今度
の立法の性質から申しまして、この程
度が妥当じゃないか。全く新しい観点
からカーブを描いたわけです。

ますが、上の方に参りますにつれて、
尉官、佐官、将官になりますにつれ
て、七割五分から漸次低下して、公務
員は、上の方に参りますにつれて、
尉官、佐官、将官になりますにつれ
て、七割五分から漸次低下して、公務
員は、上の方に参りますにつれて、

扶助料の六割というところまで低下させておるといふことは、上薄下厚と申しますか、そうした精神を勘案し、また扶助料の金額の計算につきましては、それぞれ退職または死亡当時の階級に應ずる俸給年額というものが基礎となっておりますので、おのずから高い方の方々は相当恩給が高いというこ

りまして、全く例外である。公務扶助料の体系から言っても、これは例外である。こういうものがどんどんできると、これは困る。例外ということとは困るということなのであつて、例外を作ることは歓迎すべきではないということになると思うのであります。が、恩給局長さん、例外ということは歓迎

すべきではないという意味が含まれていましょいか、いかがでしよいか。

かなければならぬというのが、やはり政治の一つの任務であらうと思いま

○八巻政府委員　まあこういうふうな

措置は特例的にお考えいただきたいと思うので、こういうような措置が漸次拡大されて行くということにつきましては、そういうことのないように希望いたします。

と非常に嚴重な要件を具備して、公務死というものを判定してきた。この体系を今この段階で考え直して、練り直していくというには、過去の実績から申しまして、また過去の実績との権衡

○受田委員 恩給局が拡大されることのないように希望している法案が今出ているわけなのでありますが、できれば私はこの際提出者としては、今の予算の都合でこういう法案ができたということにならないで、ある程度の筋をも考慮いたしますと、非常に早急にこれをいじめることは軽率のそしりを免れない。従つてできるだけ恩給法は処女性を持たせておきたいと私も考えております。従つてこれを特例法案にしたというのも、そこに一つの原因、

通さなければならぬ。もし予算の都合ということになるならば、この内地死理由があつたわけでありませう。予算の問題から申しますと、御指摘のよう

亡の人々のみならず、他の人々もあわせて考慮して予算の御考慮を払うべきであつて、そのいづれから見ても、与党の山されたこの案は何だかこじつけの案のような印象を受けるのでありますが、大平さんどういうお考えでございますか。

に、この問題だけでなく、ほかに後続的に処理しなければならぬ問題がたくさんございます。そういったものも一緒に総合的に判断して判定を下すというのが、順序として、仰せの通り、もつともしごくのことと申うのでございますが、またそういう問題を含

○大平委員 受田さんの抱いておるような不満を私も持っております。ただ法律より実態の方が先に先行します。戦後のこういった段階で処理しなければいけない案件がたくさんござい

そういったものを取り上げて、制度の

にも機が熟しておりますので、御協力を得まして、できるだけ早い機会に

というまでには、作業的にも、時期的にも機が熟しておりますので、御協力を得まして、できるだけ早い機会に

部集めまして、総合的に処断して参る

ます。それを法体系の上においてどう載せるかという問題は、予算の問題と別にあるわけでございまして、先ほど上に載せていくような努力をしなければなるまいと考えておるわけでございます。要するに実態の方が先行し、か

からいろいろ御指摘がありましたように、恩給法体系の上でこれは歓迎すべきものではないという御判断も、私も同じような判断を持っておりますし、恩給局長も内心私は歓迎していませんし、ただ処理しなければならぬ実態がとにかく目前にごさいますので、これを当面何とか消化してい

つこんととしておりますので、とりあえず手がかりをつかみまして、早急に処理することを要する案件から、一つ一つ地道に取り上げていって片づけて参りまして、こういった問題が全部片づいた暁におきまして、法体系の問題を恩給法上どのように位さしていくかということは、見直して考えてしか

るべきじゃないか、そういうふうな心
組みで立法いたしたわけでごさ
います。

○受田委員 その立法精神が非常に遠大であることについて御説明があつたわけでありますが、私はこの法律案で

どうも解せないところがまだ幾つも出てくるわけなんですが、公務死に準じた取扱いをする内地死亡者、その死亡者はこの法律案にうたつてある通り、その職務に関連して死亡した場合は、すなわち公務に殉じた死亡者として取り扱われるでしょう。ところが普通の病氣になつて、関連して死んだという

方々と、それからもう一つ国の強制命令で学徒動員等によって無理やりに特

定の工場に勤務せしめられて、壮烈なる戦死を遂げられた人とあるわけですね。そういう場合に、一方はその職務に関連して死亡した人であつて、職務を行う途中で普通の病氣になつて死亡した人も、職務関連の病氣で死亡したらしいことになる。ところが一方は勤

員で出動せしめられて、いやとは言えぬ、国家總動員法の發動で、この援護法の三十四条の五項、六項などに掲げられた方々というのは、悲壮な決意で強制徴収されたと同じ結果になっている。

る。その人々は爆弾の落下とともに壮烈な戦死を遂げた。壮烈な戦死を遂げた方はほうっておいて、職務に関連し

て死亡した人の方は恩給を支給するといふことに對する御見解をお答え願いたい。

○大平委員 それは先ほどからも申し述べております通り、今回の法案は、処遇の対象といたしました方々以外にも、総動員下にありまして公務死を遂げられた方が多いということ、またそ

の人たちに対して何らかの対策を講じなければならぬという心がまえでおりますことも、先ほど申し上げた通りでございます。ただそういった皆さんの戦争犠牲者層をどうしてこれを処置していくかという場合に、まず最初に片づけなければならぬのは何かというところで、軍人恩給の復活が見られた。その次にこの問題を取り上げてきた。具体的には個々の事実を判断いたしますと、総動員法に動員を受けた方々の受けた御苦労の方が、あるいはお気の毒な方があるだろうと思ひます。ただ制度の問題といたしまして、一つのカテゴリーごとに片づけていってまいりますので、われわれの判断では、まず軍人恩給に次いではこの問題を第二番目に片づけるというのが妥当じゃないか。あと後続する問題につきましまして、これから鋭意検討を遂げまして、できるだけ早い機会に解決の糸口を見出さなければならぬまい、そう存じている次第でございます。

○愛田委員 この法案には、その職務に因連して負傷したまたは疾病にかかり、そして在職期間あるいは在職期間を経過して一年以内に死亡したと書いてありまして、郷里へ帰って来たかいかい父母の手当のもとになくなられた方もあるわけですね。そのあたりの父母の手当のもとに病気の治療をしながらなくなった人々、あの戦争末期の苛烈な段階で、望望のために壮烈な戦死を遂げられた学徒動員その他強制徴集された方々の御遺族と比べたときに、あの終戦前の非常に苦しいところで敵機の襲撃を受けて一挙に生命を失って、そのからだをこっぴどみに飛ばされた人の御遺族にしてみたら――

内地で軍務に勤めて病氣にかかった、そして自分のうちにおって一年ほど治療して死んでいった人々と比べたときに、その御遺族にしたら、親のあたたかい看護でなくなった人々に比べるならば、苛烈な戦死を遂げられた学徒動員あるいは強制徴集された方々の方がはるかにお気の毒だと私は思うのです。ところがこの法律案には、そういうあなたたの最後の手当を受ける機会のある方々の方が先へ救われて、永久に帰ってこない、何ら親の看護も受けることなく、こっぴどみにからだを打ち砕かれた若き学徒その他の強制徴集者の方があとにされるということは、順序として私は考えなければいけないのではないかと、思うのです。いかがでございますでしょうか。

○大平委員 それは先ほど申し上げましたように、そういう事情はあったことと思うわけでございます。できるならばそういうように個々の具体的な事実に基づいて立法ができればいいのですけれども、一つのカテゴリーを対象にして立法を考へるといふ以外に、今の立法技術は出来ませんので、まずこういう階層を先に片づけるという順序をとらざるを得なかったというわけでございます。そういう方に対する同情の念においては決して眠っておるわけじゃないやございまして、ただ立法の段階的な順序をいたしまして、こういう赤紙召集を受けて拘束状態に置かれて公務死を遂げられた方を先に、客観的に妥当じゃないかということをし上げたまででございます。今あげられまして、カテゴリーの中には特にお気の毒な方もありましようし、ある

いはそのカテゴリーの中にはそうお気の毒でない人もありと思ひます。しかし立法技術がそういったものを個々に救い上げるということがむずかしいので、一まとめにいたしまして、特定の層を段階的に順次処置していただくというように御了解願いたいと思ひます。

○愛田委員 私、大平さんにお尋ねしますが、内地で疾病もしくは負傷にかかり、職務に因連してなくなった方々の場合と、それから壮烈な戦死を遂げた人々の場合、特に沖繩なども入るわけでありまして、これは少くとも同じ基準で、同列で取り扱わなければいけない。しかもあの若い生命を失わしめた動員学徒の人々というのは、これは親にして見たならばあきらめ切れな

いことなのである。この点においては内地で壮烈な戦死をした人を取り去って、赤紙召集とはいわぬが、親のもので最後の看護をされて恩を引き取っていった立場の方と差をつけて、そのあとの方を先へ立てていくような扱い方については、私はほんとうに人道を尊重し、戦争犠牲者の方々を公平に取り扱うという精神からいいたならば、提案者はこれは片手落ちの法案をお出しになったと指摘せざるを得ません。少くとも赤紙召集で出動された、そして内地勤務しておるうちに職務に因連して疾病された、そして戦い終つて一年うちへ帰って治療しておられるうちにとうとうなくなられた。もちろん職務に因連した病氣であつて、それわれわれはひとしくこれをお守りしなければならぬと思ひますが、一方は永久に帰ってこない死骸となつて、爆弾

の下であえなくこの世を去つていかれた気の毒な人です。こっぴどみにからだが打ち砕かれたそのかわいい学徒は、進んで自分が死んでいったのではななくて、強制的に国家総動員法あるいは学徒動員令によつて出動せしめられて、そして苛烈な戦闘の中を職務に邁進してなくなった。親にしてみれば忘れ得ぬことだし、前途をむなしく散らしていったその青年もあきらめ切れな

で、たった三万円の弔慰金だけもらつて、その一家の柱となるべき人を失つたために家庭は暗やみのような生活をしてゐる人は、遺族年金の支給さえもやらぬというやり方は、これは順序が違つておはしませんか。

○大平委員 お氣持の上では受田さんと全然同感です。ただこれを立法として取り上げる順序といたしましては、先ほど申しましたように、赤紙召集を受けて、拘束状態に置かれておつた方を先にするんだという判断に基いてやりましたわけでございます。今御指摘のようなケースにつきましても、今後検討を加へまして、早急に処遇の方策を打ち出してまいたい、こう念願いたしておるわけでございます。

○愛田委員 引揚援護局長田邊さんは、この内地公務死を救ふことについて、内地で公務に準じてなくなられた――公務死に準じて取扱いを受ける方々を今回救済することについて、一切御異議ありませんか。

○田邊政府委員 公務の認定につきましては、戦争前から恩給法によつて多年にわたつて行政慣例でやっておつたのであります。ところが、どうもその基準といひますか、実際の認定に当りましては今度の戦争の、ことに末期における特殊性に十分対応し得ないといううらみがあるように考えられるわけでありまして、ことに戦地においてはその点がはなはだしかった、また内地におきましては、戦争末期における内地の状態は相当戦場にひとしいものがあつたように考えられるのであります。個々の裁定に當つております側としてはその感を深くしておつたのでございしますが、これは個々の行政の運営によつては、

根本的になかなか改善したい点がありますので、今回国会立法として提案されたものであろうと推察しております。昨年戦地におけるあのような立法をなさった以上、均衡上やむを得ないのではないかと思います。

○愛田委員 昨年戦地の分の取扱いをやった以上は、内地の分も同等に取扱わなければならぬということであり、ここはその職務に関連して負傷しあるいは疾病にかかったその方をさらに第三条では、その恩給法の一部を改正する法律の附則第三十五条の第二項の規定の適用についても云々としてあります。この恩給法への切りかえは厚生大臣が認定したらその通りばつさるいくわけですね。そういう大事な認定をされて恩給法上の保護を受ける立場にあることになるわけなんです。恩給局長はだから厚生大臣が認定したのをそのままのみにしなければならぬ。職務に関連して負傷しあるいは疾病にかかったという、関連という解釈ははなはだ微妙なものであるけれども、そういうものに対しての決定権は、結局厚生大臣にあるということになります。厚生大臣はしっかりとできますか。

○田邊政府委員 これは現在でも弔慰金の支給に当りまして実際の認定をいたしておるわけでありまして、御承知の通り弔慰金には二通りありまして、公務によって死亡したものと認定された場合の弔慰金というのがございます。それから職務に関連して死亡した場合と認定された場合に支給する弔慰金と二本立になって今日まで運営されてきたのであります。従って今度新しく制定されます法規の運用におきましても、

すでに認定されております弔慰金の実績がございまして、そのものに基いて運営いたして参りますれば可能であると考えております。ただこの法律におきましては、対象は営内に居住すべき者という限定がついておるもので、その点について従来のよりも範囲を狭めて実施しなければならぬと思っております。

○愛田委員 大平さん、大へん相済みぬのでありますが、私はあなた方ができるだけ御遺族を守ってあげたいというお気持はよくわかります。その気持がわかるだけによいかもしれません。考えていたかなければならぬのですが、少くともこの法律によって一方弔慰金を受けており、かつ遺族年金も受けておるその方は、今度この法律によって恩給法の恩典にも浴するのだ。一方同じ条件にある、いやもっと苛烈な条件にある方は、たった三万円の特別弔慰金の方で片づけられて何ら遺族年金ももらっておらぬということになってきておるのであります。国家総動員法の奨励に基いて動員された気の毒な方を、せめてこの法律を修正されて遺族年金の支給の対象まで引き上げられないの熱情をお持ちではありませんか。

○大平委員 この法律は恩給法的に申しますと、公務死の範囲の拡張という観念でいくわけですね。今申しましたようなのは、今までの在来の恩給法の考え方からは、恩給の特例法案で取り扱う対象でないだろうと思ひます。別の単行立法が要ると思ひます。先ほど申しましたように、そういった問題のケースにつきまして早急に検討いたしまして結論を得たいと思っております。

提出者といしましては別の単行法が必要と思っております。

○愛田委員 この法律で第二条によって遺族年金を受ける人々で、第三条の扶助料給与への切りかえをされない立場の人は全然ありませんか。全部三条で切りかえをされることになりませんか。

○大平委員 今の点は、遺族の身分関係によりまして、内縁の妻、孫とかいうものは恩給に切りかえられませんが、恩給法の適用の対象にならない人は第二条で押えられるわけです。押えられた方々はここにうたつたように六割しかお手当をもらえない。そうすると、この法律は第二条が中心になると、この法律は第二条の中で条件の熟した者だけが第三条で救われるということになる。法律の体系からいってたら第二条の中の一部が救われる第三条の規定がある法律を、第三条を中心に恩給の特例等を掲げることが、法体系からいって妥当であるかどうか、もう一度恩給局長と援護局長にお尋ねいたしたい。

○八巻政府委員 先ほど申しましたように、実質的な面におきましては、第三十四条一項の弔慰金のレツテルが今度張られるその人たちが恩給の方に移行するということになりまして、終局的には恩給という形で支給される。その中には今御指摘がありましたように、内縁の妻、孫とかいうような遺族の身分関係によりまして恩給法のレールに乗らないものがございます。しかしながら全体の件数から申しますと、その件数は非常にパーセンテージが少いという意味におきましては、量的な

面で相当ウェイトが恩給の方に置かれていて、恩給というように考えております。○田邊政府委員 これは実質的には恩給における内地等の公務死の認定基準を緩和したものとして了解されるのであります。立法技術的には必ずしも恩給によつてその公務の範囲を拡大するやり方をとらずに、従来のやつておる行政実例を活用する意味におきまして、裁定の便宜から一応厚生省におきまして、それを認定といひますか証明しまして、恩給局の方にそれを出すというやり方をとつておるわけでありまして、実質的にはどこまでも恩給によつて公務扶助料の支給範囲を拡大することがねらいであると考えます。

○愛田委員 どうも釈然としません。実質的には恩給法の公務扶助料を支給するように切りかえる措置だと言っておられますが、第二条は、援護法の精神に基いて恩給法では厳格なワケでしはられて、これの適用を受けることのできない今の内縁関係の人々までも救われておるのです。その一部が第三条によつて恩給法で救われておるので、今恩給局長は件数の取扱いが多いとおっしゃつておられたが、少くとも第二条の恩典に浴する人々の一部が第三条で救われるということに、形式的にいつても、また事実上いつてもなると思う。一部です。一部の人を救うための第三条の規定をこの法律の中心に置いておられるというところに問題があると思ひます。第二条によつて広範に遺族年金の受給対象を拡大した、その中のごく一部が第三条によつて恩給法の適用を受けることになったというところであるならば、当然この法律案は旧軍人等の遺族に対する遺族年金等の

の特例に関する法律案とすべきであつて、恩給ということになると、恩給をもらえない人がここに入つておる。遺族年金といつたら、遺族年金は当然みな入るのだから、入らない方の恩給を上置いて、全部入つておる遺族年金の方を隠しておるというやり方は問題じゃないですか。御答弁願ひたいです。

○八巻政府委員 ただいま件数の点につきまして言及いたしましたのでございまして、その対象件数と申しますと、結局現在特別弔慰金を受けている方々のうち、この法律の結果遺族年金に切りかえられる、それがまた公務扶助料に準じたものに切りかえられるということになるわけでありまして、現在特別弔慰金を受けておる全体の件数の方は、むしろ厚生省の方がそれを握つておられるわけでありまして、そのうちのごく一部分のものが内縁の妻であり、あるいは孫であるというふうな、恩給法のレールに乗らないというものであります。大部分のものは恩給法の方に移行する、こういう意味におきまして、現在特別弔慰金を受けておる大多数のものは、この法律の実施によりまして恩給の方に移行していくであらう、こういうふうに申し上げたわけでございます。

○愛田委員 私はこの題名がどうも気にかかつてしょうがないのですが、もし局長さんの御意向により、あるいは大平さんの御趣旨によるならば、局長さんは私の見解にやや近いところがある。大平さんの御趣旨によるならば、援護法の改正でまず第二条をさつと救つておいて、そして別に恩給の特例法を出して、今の準じた公務死の取扱

いをするという二本の法律でやる方が筋が通るです。これ一本の法律にしようとしたらこういうことになった、しかも一本の法律にするならば、私がつきり申し上げたように、適用がされていない人が一部ある。一部の人が適用されていない恩給の方を取り上げて、全部適用になるところの遺族年金の方をはずすような題名は、この法律の題名としては不適当である、かように私は考えるのですが、これは一つ至急法制局長官をお呼び願いたいです。

次は、私はもう一つここで重大な問題があると思うのでありますが、この法案の実施は、この規定により、昭和三十三年の一月分以降ということになっております。これは何を根拠にされたのであるか、御答弁願いたい。

○大平委員 できるだけ早い機会にやりたい、でき得れば本年度からやりたいのでございますが、すでに三十一年度の予算は成立しております。従って明年の一月分、予算的には来年度の予算でまかなうことができる一番早い機会、そういうふうな観点で一月一日と定めたわけであります。

○受田委員 政府の方としては、こういう法律によって予算の制約を受ける、予算の提出権を持つ立場から一つのワケをはめられる。予算の提出権は国会にはない。国会ではその予算を直す以外にはない。その予算を出す政府側としてみれば、予算の提出期以前にこういうちゃんとした予約的な予算をあてがわれているという事は、これは憲法の規定に対して云々ということとは別としても、非常な圧力を加えられると思うが、いかがお考えであるか、

御答弁願います。

○大平委員 仰せの通り政府の予算編成に当りまして圧力を加えることは事実だと思ひます。ただこれは私どもの判断では程度の問題でございまして、とにかく凡有の事象をかかえてファイナンスしていかなければならない、予算案に何ら漏れなく実体についての措置がとられて参るかと、それもなかなか技術的に困難であろうと思ひます。従って補正予算という問題も年度中に起り得る可能性があることは御承知の通りでございます。慣例として、最初に約束つけてしまふということとは決してけつこうな慣例ではないと思ひます。でき得ることならばこういうことがないようにならなければならぬ、本件に限りましては、予算編成の作業が大体終了したところから急に問題になりまして、予算案の成立までにどうもこれを包容することができなかつた事情がございまして、やむなくこういつた間道によりまして措置いたしましたわけでございます。今後は注意いたしたいと思ひますが、事態やむを得なかつたのでございまして、その点御了解願いたいと思ひます。

○受田委員 この法律の実施に伴う予算は、平年度において幾らであるか、それから一月から三月までの三月間本年度分が入っているのですが、それが幾らであるか、及びその内容が、この遺族年金の第二条による遺族年金の対象になるものを何名と見、また第三条の扶助料切りかえのものを何名と見て数字が出たかもお示し願いたいのであります。

○大平委員 それは法律案の末尾にもつけておきましたが、平年度十一億円の見込みです。その積算の基礎につきましては、政府側から御答弁願いたいと思ひます。

○八善政府委員 この法律案の実施によりまして、その対象の数は、現在の特別弔慰金の件数を土台といたしまして大体三万六千人と押えて、その平年度が約十一億、そういうことになり

○受田委員 遺族年金の方へそのまゝ置かれる内縁の妻とかあるいは戸籍上の事情で残されている人とか、こういう人々は何のくらくらいありますか。

○田邊政府委員 正確なことはちよつとわからないのでございますが、大体の推測をいたしましては、件数にして多くて五百件くらい、予算といたしましては平年度約千五百万円ないし二千万円見当と推測いたしております。

○受田委員 この際われわれとして、さつき申し上げたような事情で、当然この内地死亡と同格において取り扱ふべき旧国家総動員法の発動で死没した人々も考えなければならぬし、旧共済組合令の適用を受けられない死没軍属も考えられなければならぬし、あるいは戸籍関係で受給権を失格している人も考えられなければならぬし、さらにはそのほか特に事実上の養育者である人々で、その死亡者の祭祀を扱っている人々も救わなければならぬ、こういう諸般の問題をあわせ考へなければならぬのです。それらに對して予算がどのくらい要するかどうかをいろいろ検討されたと思うのであります。当然これらを同時に措

置しなければならぬ人々及びそれに伴う予算はどのくらいあるかをどう検討されたか、御答弁を願いたいと思ひます。

○大平委員 正確な数字は了承いたしておりませんけれども、大体今仰せのような問題をこのレベルにおいて処理して参りますと、平年度約五十億くらいになるか、こういう判断でおります。

○受田委員 平年度約五十億でこのレベルの人々が一応救われるという御計算のようであります。われわれもその同レベルの人を同等にお救い申し上げたい、さように考へて、今日まで党派を越えてこれらの関係者にもその処遇の御期待を願うように申してきたわけです。しかしさう措置されたこの法案では、そのごく一部が救われているにすぎないのであります。この際政府にお尋ねするが、国家総動員法の発動、すなわち学徒動員、国民義勇隊、女子挺身隊、報道班員あるいは沖繩の少年兵、こういう人々で一体どのくらいの該当者があるか、また現に援護法三十四条のこれらの関係に伴うところの三万円の特別弔慰金を支給されている人々の人員が幾らあるか、御答弁を願いたいと思ひます。

○田邊政府委員 三十四条によりまして三万円の弔慰金を支給すべき対象件数は約十四万人と踏んでおります。

○受田委員 支給すべき対象が約十四万人ですが、現に三万円を支給されている人は幾らですか。

○田邊政府委員 これは現在事務が少しおくれいている点もございしますが、今の最低人員は三万一千人です。

○受田委員 非常に問題になる点もありますので、これはまた次会に譲ることにして、きょうはごく一部の質問にとどめておきます。今田邊さんより約三万一千件の弔慰金の支給がされていることを指摘されたわけですが、昨年の援護法の改正で、その適用範囲が広がっている、それらをまた追加していく。つまり、満洲の義勇隊のごときを含めたのですから、そういうのでまた広がっていく。だんだん広がってきた毎々ふえていくと思うのですけれども、われわれが一応今対象にするのは、現に弔慰金を支給されている人です。その人をまず救つて、それから、新しく弔慰金の適用者になる人は、これから厚生省がどんどん骨折つてくれますから、その方ですす弔慰金を支給する手続をさせておいて、そして一べんもらつていない人を今度遺族年金の対象の方に振りかえていく、こういうことになりまして、三万一千人の人を今度の遺族年金の対象に考へていけばいいのであります。これは予算的な措置においても、今のあなたが計算された三万六千人ばかりの人に比べたらはるかに少ないのだから、これは同時にあわせ考へるべきだ。現に弔慰金を支給されている人の中で、内地死亡だけを取り上げて、これが残されているのですから、同時に救済すべきだ。法体系としてはそれが順序です。それを含めた遺族援助資金をやり、遺族法の改正をやつて、その末尾に恩給措置のできる規定をちよつとつづけておいてもいいわけです。そういういろいろな手がある。それをあなた方は省いておられる。そこに問題があるわけなんです、直ちに再検討をしていただいで、

一つこの法案に対する修正点は那辺にありやということも御検討をお願いしたい。法律の建前からして私がさつきからお尋ねしている問題など十分御検討いただいた。われわれは原則としては、こういうように御遺族が一步一歩救われていく法律や精神には賛成だが、そのあなたの方の出し方が納得がいかなるところがある。広く多くの人々を平等に救うていくという考え方に転換すべきだ。かように考えているということをお願いして、今日は法制局もおいでぬようですから、第一日の質問を一応終ります。

○山本委員長 大村君。

○大村委員 この際法の適用について簡単に御尋ねしておきたいと思ひます。それは、士官学校の学生が敵機の空襲によりまして死亡した、そして死亡の際見習士官に就任した、この種のものは恩給法上準軍人であると思ひますが、今後この法律案によつて遺族年金を受ける資格があると思ひのであります。ただ法文を讀んでみますと、

「営内に居住すべき者」というように表現されておりますが、士官学校の学生は、士官学校の宿舎内に居住すべき者ではございませうが、士官学校の宿舎が営内といふことがいえるかどうかという点において、字句上の疑義はあるのです。しかし大局から見ますと、士官学校内に居住すべき義務を持つておるのでありますから、営内と同視してよろしいものと思ひのであります。この種の問題が実際の恩給支給におきまして、たびたび問題になります。一つの実例に基きまして、提案者または恩給局長の御見解をこの際承わつてみたいと思ひます。

○大平委員 法律の運用の問題でありますので、恐縮でございますが、政府側から御答弁をお願いいたします。

○八善政府委員 この法律の第二条にございませうに、この区域における在職といふことにつきまして、準軍人の在職と申しますか、就職といふのは、恩給法では、職務に服する、あるいは戒厳地境内の勤務、あるいはまた外国の鎮戍に服するといふことに準軍人の職務といふものをしほつております。そこで今お尋ねの事案におきまして、敵機の空襲に際してそれに応戦したといふそのこと自体が、職務であるかどうかといふことでございませう。この点でございまして、それが職務であるといふことになりませうれば、在職期間といふことになるわけでありませう。職務といふものがいかなるものであるかといふこともまた恩給法上定められておるのであります。そのきめられた幅における職務であるといふことになれば、当然在職期間に入る、こういうことになると思ひます。

○大村委員 ただいまの事例につきましての解釈をきくようでもなくともいいから、正確に、次会までに解釈上のことをお答え願ひたいと思ひます。もし解釈がわれわれの意に満たなければ、この際法の修正を考へてもらわなければならぬと思ひます。

○山本委員長 八善政府委員に委員長からも御要望申し上げます。どうなれば、こうなればなどといふまいなことでは困りますから、次会の委員会までには正確にお答えできるよう御調査の上御答弁願ひます。

○辻委員 私は法案の提出者の一人として、質問ではなくて、この法律を適用される解釈を統一する意味におきまして、一言発言しておきます。それは第二条に「当該旧軍人等で営内に居住すべき者が」と適用範圍をきつておきます。この営内に居住すべき者といふことがいろいろの場合に解釈されます。昔のことを申しますと、陸軍では営内居住といふものは、新任の曹長以下兵を営内居住として、給与上の差別をつけておつたのであります。それから上の准士官、将校及び古参の下士官は営外居住の給与を受けておつたのであります。ここに書いてある「営内に居住すべき者」といふのは、われわれ立案者の気持は、そういう給与上の区分ではないのであります。現実において、たとえば満洲の国境の第一戦の陣地を準備しておる、これは将校であつても、古参下士官であつても給与は営外給与を受けております。現実の任務を遂行する意味におきまして、常時あの穴ぐらのコンクリートの陣地の中に生活しておつたのでございませう。そのために非常に健康を害してなつた者が少なくない。また内地におきまして、たとえば九州の離れ小島に陣地を構築しておつた、これは中隊長でありましたが、その中隊長が営外居住であるけれども、任務上どうしてもその離島を離れることができないといふことで、散兵ごうに長い間寝起きしてございまして、それが原因で虫様突起を起して死んだといふ実例があるものであります。海上においても同様であらうと思ひます。海上部隊以外に陸上に勤務している海兵団の隊員にそういう者があると思ひます。そこでわれわれの立案した当時の気持は、給与上の区分ではなく、勤務に基いて現実の

事態をさしているものであります。そこで適用に當つて間違ひのないように、はつきり政府の關係者に聞いておいていただきたい。そのことを記録にとめておきます。

○受田委員 私要望しておきたいことが一つあるのです。それは戦死者をお祭りする靖国神社の取扱ひですが、靖国神社は今政府機関ではない。ところが靖国神社の祭神の取扱ひについて厚生省がタッチしている。厚生省は靖国神社に対していろいろな便宜を供与している。いろいろの政府のやる仕事を靖国神社に委託しているとかいうようなことが相当あるようでありますので、靖国神社の祭神の取扱ひ、靖国神社の経理等——今靖国神社を特別法人としてこれを立法化して、憲法八十九條の規定にかかわらず国がある程度補助するか、あるいはすべきでないとか、いろいろ議論をされてゐるのであるが、この際こうした議論の対象になつて靖国神社の実態をつまびらかにしていただく必要がありますので、次会におきまして靖国神社の経理、あるいは機構、あるいはいろいろの職務の内容等について、政府において適切な資料を御提供され、質問にお答えできるように願ひたいと思ひのであります。

○田邊政府委員 ただいま受田委員より靖国神社に対して厚生省が何かいろいろと積極的に関与しているようなお話がございしましたが、おそらく戦死者の合祀を促進する意味におきまして、厚生省がいろいろと資料を収集していることをさしておられるのではないかとと思ひますが、政府はどこから照会がありまして、戦死者がだれだれで遺族がどこにおられるかといふことを開

かれれば、お教へするのは当然でありまして、靖国神社におきましては、そのことをわれわれに知らしてほしいという要望も内々あるようでありますので、今まではばらばらにやつておりました、きわめて能率が悪かつたものをまとめて、これを名簿のようなものを書いて、靖国神社に戦死者の名前、住所、戦死の場所を教へるだけに止まつておきます。靖国神社の経理及び事務は、何ら政府としては関係ないし、おられないのであります。できるだけ合祀が促進されるよう、現行法の範圍内において許せる限りの便宜を提供するといふことでありますので、御了承願ひたいと思ひます。

○受田委員 靖国神社の機構、事務等についての厚生省の關係は、今あなたが御便宜をはかつておられる点は、祭神の調査に対しての一部が示されたのであります。そのほかはまだ政府各部門において、靖国神社との関連もあることだと思ひます。靖国神社の事務當局の責任者及び靖国神社を管轄する政府の責任者を一人ずつお呼びしていただく、せつかりつぱな英霊をお祭りする神社としての新面目を發揮するようになつてはしなればならぬ。そこで十分われわれは実態を確かめておく必要がある、かように考へるのであります。この法案に直接関連のある大事なお宮のことでありませうから、委員長において適切な処置をされんことを願ひたいと思ひます。

○山本委員長 受田委員の御希望に沿うよう政府当局と打ち合せをして、次回の委員会にできるだけの資料を提出いたすようにお取り計らいいたします。

なお八巻政府委員にお願いを申し上げておきますが、明後日の午前中で本法案の質疑を打ち切る予定になっておりますので、どうか一つできるだけ資料をお集め下さって、御答弁のできますようお取り計らい願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十三分散会

昭和三十一年五月二十三日印刷

昭和三十一年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局